

議長 鈴木文治、副議長 三木治郎、金正米吉

本部報告の承認されたる後、可決されたる議案左の如くである。

- 一、労働者災害扶助法改正運動開始の件
- 二、失業反對闘争の件
- 三、操短即時撤廢運動の件
- 四、工場法改正要求の件
- 五、漁業労働者保護に關する件
- 六、中間搾取撤廢要求の件
- 七、労働裁判所設置並に思想判事採用に關する件
- 八、健康保険法改正並に運用に關する件
- 九、内務省河川工事従業員第三種傭人制度撤廢要求の件
- 十、十年間繼續組合員並に組合運動に功勞ある組合員表彰の件
- 十一、公益性を無視する郵便事業縮少絶對反對に關する件
- 十二、同一資本に對する闘争網確立に關する件
- 十三、製絲労働者組織化運動展開の件
- 十四、暴壓諸法令改廢決議案に關する件
- 十五、労働組合法獲得運動に關する件
- 十六、反動の權化工業俱樂部に對し、決死的闘争敢行の件
- 十七、總同盟機關紙改正に關する件
- 十八、議事法改正に關する件
- 十九、工場協會撲滅運動を全国的に起す件
- 二十、反共産主義労働組合の全労合同提唱の件
- 二十一、十萬突破運動に關する件

右決議事項中、中央委員會に委任されたるもの、執行状況次の如し。

- 一、二、四、八、九、十一、十二、十三、十四、十五、十七、十九の諸決議は中央委員會は、大會より委託されたる陳情、抗議、其他の處置を行つた。三の工場法改正に關する特別委員は、西尾、齋藤、三木、金、金子の五名を互選し、目下調査研究を繼續して居る。五ノ漁業労働者保護法は、社會大衆黨労働委員會に立案せしむることが最も適當と認め、これに委託した。七ノ労働裁判所の構成大綱に就ては、何分にも相當重要なものであるので、法律部に委嘱して各國の立法の調査を行ひつゝあるが、未だ大會に報告する迄に至つて居らない。十ノ十年間繼續組合員並に組合運動に功勞ある組合員表彰の件に就ては、中央委員會は、種々審議したる結果次年度大會に至る迄の間に具體方法を定むることとし、これを保留した。廿の反共産主義労働組合法的合同提唱の件、及廿一の十萬突破運動に關する件は、別項報告を参照せんとを望む。

中央委員會

第一回 (十一月十七日、東京本部)

- 一、反共産主義労働組合法的合同運動の具體化に就て
- 二、十萬人突破運動開始に就て
- 三、機關誌改正に就て

第二回 (二月廿五日、大阪聯合會)

- 一、今秋來朝と決せるシトリン及シュベネルス兩氏歓迎に就て
- 二、西尾末放氏渡歐中は松岡主事政治部長を兼任す
- 三、十萬突破運動に就て

第三回 (四月十六日、東京本部)

- 一、逕友同志會の脱退は之を承認す